

松崎町告示第90号

松崎町移住希望者滞在費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月27日

松崎町長 深澤 準弥

松崎町移住希望者滞在費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松崎町内への移住者の増加を図るため、町内への移住を目的として住居及び仕事を探し、又は暮らしを体験する等の活動を行うため滞在する者に対し、予算の範囲内において滞在費の一部を補助することについて、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 静岡県外に住所を有する者
- (2) 松崎町への移住に向けて、あらかじめ松崎町移住定住促進協議会に移住希望の相談を行う者
- (3) 松崎町への移住を目的とする活動のために、町長が指定した宿泊施設を利用する者
- (4) 当該申請に係る滞在期間中、松崎町移住定住促進協議会と面談が行える者
- (5) 2親等以内の親族が、町内に住所を有していない者
- (6) 転勤、婚姻等による転入予定者でない者
- (7) 松崎町暴力団排除条例（平成23年松崎町条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員他」という。）でない者
- (8) 暴力団員他が同一世帯にいない者

(補助対象活動)

第3条 補助の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 松崎町への移住を目的として、住居を探す活動
- (2) 松崎町への移住を目的として、仕事を探す活動
- (3) 移住活動の一環として松崎町の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人当たり1泊分の基本宿泊料金（宿泊するために必要となる一室の利用料金をいう。ただし、追加分の飲食料金、サービス料金等は除く。）の2分の1以内とし、4,000円を限度とする。この場合において、1回当たりの補助は、1世帯につき2人までとし、2泊分を限度とする。

2 前項の規定による補助は、1世帯当たり同一年度に5回以内とし、初回の申請の日から起算して2年間を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、活動終了日の翌日から起算して30日以内に、松崎町移住希望者滞在費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の事実を証する書類の写し
- (2) 支払いを証するものの写し（領収書等）
- (3) 振込先口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し
- (4) 活動実績書（別紙1）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、申請者に対し、松崎町移住希望者滞在費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、町長は、申請者に補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。